

令和6年第10回大山町教育委員会

招集年月日 令和6年9月27日（金） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		兎山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（財産の取得について（追認））

日程第 4 報告第 2 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（区域外就学について）

日程第 5 議案第 1 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和6年10月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
9 月	2 日	月	総合教育会議
	3 日	火	大山町議会9月定例会本会議開会(報告、提案理由説明)
	4 日	水	大山町議会本会議(議案の質疑)
	6 日	金	六長合同会議
	8 日	日	大山悟道場10周年記念式典、英語の魅力再発見講座①
	9 日	月	大山小セカンドホーム星空観察
	11 日	水	秋見つけ(名和さくらの丘保育園)
	14 日	土	大山町内3中学校運動会・体育祭
	15 日	日	英語の魅力再発見講座②
	17 日	火	大山町議会本会議(一般質問)
	18 日	水	大山町議会本会議(一般質問)
	19 日	木	「家庭の日」作品コンクール第2次審査会
	21 日	土	女性レクリエーション大会
	22 日	日	町職採用試験
	24 日	火	西部町村就学支援委員会
	25 日	水	大山町議会本会議閉会(質疑・討論・採決)
	26 日	木	高校生あいさつ・マナー運動、文化祭実行員会代表者会議
	27 日	金	定例教育委員会

今 後 の 予 定

28 日	土	大山保育所・名和さくらの丘保育園運動会
29 日	日	大山を歩く会
30 日	月	大山中計画訪問、西部町村教育長会
10 月 2 日	水	韓国ヤンヤン郡マツタケ祭り(～5日)

報告第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について (財産の取得について (追認))

令和 6 年第 7 回大山町議会定例会に提案する財産の取得 (追認) について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- | | |
|---------|--|
| 1 取得物件 | 大山町立小学校教師用教科書・指導書 |
| 2 取得金額 | 14,834,647 円 |
| 3 取得先 | 鳥取県米子市錦町三丁目 7 7 番地 3
鳥取県教科図書販売株式会社 代表取締役社長 島 秀佳 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する
こと。

(臨時代理)

第 3 条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第2号

教育長の臨時代理による事務の承認について (区域外就学について)

学校教育法施行令第9条の規定に基づく区域外就学について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年9月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 2件（詳細別紙）
2. 申立てに対する承諾日 令和6年9月20日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 6 年 9 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 (詳細別紙) 認定件数 件